**ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工）） 積算要領**

別添８

１　適用範囲

本資料は、ＩＣＴによる舗装工（修繕工）（以下、舗装工（修繕工）（ＩＣＴ））のうち、ＩＣＴ路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業（複数の路面切削機による並列切削作業を除く）から概ね切削した舗装厚分を即日で急速施工する作業に適用する。（以下、

・切削オーバーレイ工

切削作業は、ストレートアスファルト、改質アスファルトとする。

ただし、特殊結合材（エポキシ樹脂）及び特殊骨材（エメリー）を含むアスファルト舗装

路面の切削作業を除く。

　アスファルト混合物の積算は購入方式を標準とし、プラント方式の場合は別途考慮する。

　平均切削深さ12㎝を超えるものは適用範囲外とする。

　また、橋面防水工を同時に施工する場合の橋面舗装、排水性舗装、シックリフト工法、

ＱＲＰ工法等並びに、路面切削機を使用しない道路打換え工のための舗装板とりこわしに

は適用しない。

２　機械経費

２－１　機械経費

　舗装工（修繕工）（ＩＣＴ）の積算で使用するＩＣＴ建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

　なお、損料については、山口県の積算基準に基づき「建設機械等損料算定表」を用いる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＩＣＴ建設機械名 | 規格 | 機械経費 | 備考 |
| 路面切削機 | ホイール式・廃材積込装置付・排出ガス対策型（第３次基準値）切削幅2.0ｍ×深さ23㎝ | 損料にて計上 | ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上 |

２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額

　ＩＣＴ建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、２－１機械経費で示すＩＣＴ建設機械に適用する。

（１）舗装工（修繕工）（ＩＣＴ）

　　対象建設機械：路面切削機

　　損料加算額：20,000円/日

２－３　その他

　ＩＣＴ建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

　２－３－１　保守点検

　　ＩＣＴ建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上する。

　（１）舗装工（修繕工）（ＩＣＴ）

施工数量（ｍ²）

作業日当り標準作業量（ｍ²/日）

　　保守点検費　＝土木一般世話役（円）×0.05（人/日）×

　２－３－２　システム初期費

　　ＩＣＴ施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システム初

期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。

（１）舗装工（修繕工）（ＩＣＴ）

　　　対象機械：路面切削機

　　　　548,000円/式

３　３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

４　３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

舗装工（修繕工）（ＩＣＴ）における、ＩＣＴ建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

５　山口県設計標準歩掛表に対する補正

　５－１　単価表の補正

　　積算基準の「７．単価表（１）切削オーバーレイ１００ｍ²当り単価表」にて建設機械に

取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ＩＣＴ建設機械費加算

額」を以下のとおり加算する。また、機械運転単価表で計上する機械損料数量は指定事項

による。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 規格 | 単位 | 数量 | 指定事項 |
| ＩＣＴ建設機械経費加算額 |  | 日 | 100/Ｄ | ７㎝以下　一層舗設  　機械賃料数量　1.31  ７㎝を超え12㎝以下　一層舗設  　機械賃料数量　1.26  ７㎝を超え12㎝以下　二層舗設  　機械賃料数量　1.00 |

（注）Ｄ：日当り施工量（ｍ²/日）

６　諸雑費

　舗装工（修繕工）（ＩＣＴ）を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ＩＣＴ建設機械経費加算額は含めない。